

(様式第4号)(第7条関係)

(表)

長野県消費生活条例第43条第2項の規定 による立入検査をする職員 の身分証明書		第 号
写 真 押出 スタンプ	所 属	
	職 名	
	氏 名	
	年 月 日生	
	年 月 日交付	
	年 月 日限り有効	
長野県知事		印

(裏)

長野県消費生活条例 抜粋

第43条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、当該事業者の事務所、倉庫その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

生活文化課

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年7月28日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第32号

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和32年長野県規則第24号)の一部を次のように改正する。

目次中「第37条の2」を「第37条の3」に改める。

第37条の2を第37条の3とし、第37条の次に次の1条を加える。

(生存の確認)

第37条の2 知事は、毎支給期月の前月において、年金である給付を受ける者又はその給付に加給若しくは加算されている額の対象者に係る住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の5第1項に規定する本人確認情報により当該者の生存の事実を確認するものとする。

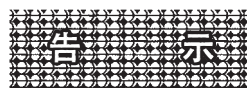
2 知事は、前項の規定による確認により生存の事実が確認されなかった年金である給付を受ける者に対しては、前項の支給期月以後に支払うべき給付の支給を差し止めることができる。

第42条第1項第1号中「公務傷病年金を受ける者」の次に「で県外の市町村の住民基本台帳に記録されているもの」を加える。

附 則

この規則は、平成20年8月1日から施行する。

職 員 課



長野県告示第449号

松本市中原土地区画整理組合理事長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成20年7月28日

長野県知事 村井 仁

- 1 作業種類
公共測量(土地区画整理 4級基準点測量、街区・画地出来形確認測量)
- 2 作業期間
平成20年2月1日から平成20年6月30日まで
- 3 作業地域
松本市 桐2丁目の一部の地域

建設政策課

選告示第25号

長野県選挙事務取扱規程(昭和38年選告示第4号)の一部を次のように改正します。

平成20年7月28日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉 邦男

別表第1の不在者投票のできる老人ホーム中「特別養護老人ホーム 豊岡荘 長野市戸隠豊岡1384」を「特別養護老人ホーム 豊岡荘 長野市戸隠豊岡1384」に改める。

選挙管理委員会